

《自動車保管場所届出書(新規・変更)》の記載例

課長	係長	主任	係

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書(新規・変更)		自動車の区分		登録・軽	
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
メーカー名 (トヨタ・日産・ホンダ等と記載してください。)	AB-CD1234	CD-12345	長さ	460	センチメートル
			幅	168	センチメートル
			高さ	145	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置 (変更前)					
※保管場所標章番号					
上記の事項について届出をします。					
警察署長 殿 年 月 日					
住所 〒 ()					
届出者 () 局 番					
氏名 (印)					

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
- 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 6 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

自己単独所有・その他

自動車登録番号
車両番号
前車又は現車の登録番号及び車両番号
が分かる場合に記入してください。

連絡先
申請内容について問い合わせが可能な連絡先(氏名・電話番号)を記入してください。

〔自動車の大きさ〕
センチメートル単位で記入してください。

〔使用の本拠の位置〕
○個人の場合
実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。
○法人の場合
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。(本社・支社等の所在地)
※申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なるときは、両者の正当な関係を明らかにする書面を求めることがあります。

〔保管場所の位置〕
駐車場の所在地(枠番号がある場合は、その番号)を記入してください。

〔※保管場所標章番号〕
申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号が分かる場合には、記入してください。

〔申請者住所・氏名〕
○個人の場合
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。
※ 申請者は署名することにより、押印を省略することができます。
○法人の場合
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を記入し、法人の代表者名を併記のうえ押印してください。
※ 法人の場合は押印を省略することができません。